

北上市職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

北上市職員の寒冷地手当支給規則（平成17年北上市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（寒冷地手当の額） 第3条 給与条例第27条第2項の規則で定める寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。 <table><tr><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="3">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th></tr><tr><td>17,800円</td><td>10,200円</td></tr></table> 2 [略]	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	17,800円	10,200円	（寒冷地手当の額） 第3条 給与条例第27条第2項の規則で定める寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。 <table><tr><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="3">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th></tr><tr><td>19,800円</td><td>11,400円</td></tr></table> 2 [略]	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	19,800円	11,400円
世帯等の区分																					
世帯主である職員		その他の職員																			
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																				
17,800円	10,200円																				
世帯等の区分																					
世帯主である職員		その他の職員																			
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																				
19,800円	11,400円																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市職員の寒冷地手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- （手当の内払）
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の北上市職員の寒冷地手当支給規則の規定に基づいて支給された寒冷地手当（以下「手当」という。）は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。